参考様式第５－１号

三　農　振　第　358　号
令　和　8　年　3　月　13　日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

三田市長　田村　克也

市町村名 （市町村コード）	三田市 28219
地域名 （地域内農業集落名）	広野 （　北浦　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月6日 （第4回）

注１:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

今後、集落内の農業者の高齢化が進む中、担い手の確保が難しく、持続可能な農業を維持することが課題です。
農業従事者の高齢化のため、担い手不足が進行しつつあります。後継者の確保が課題です。
若者が地域に定住せず、兼業農家の減少が進んでいます。

（２）　地域における農業の将来の在り方

今後も引き続き、酒米（山田錦等）と普通米（コシヒカリ等）の水稲栽培を中心とします。
今後も引き続き、普通米（コシヒカリ等）の水稲栽培を中心とします。
減農薬及び有機栽培を順次進めていく検討を行います。

２　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	16.6　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.1　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地集積を進めます。
（2）農地中間管理機構の活用方針
（3）基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備については完了済みであるため、基盤整備事業への取り組みは考えていません。ほ場整備事業が実施済みであるため、基盤整備事業の取り組みは考えていません。今後必要となることは理解はしているが、農地所有者等の理解を得て検討をしていきます。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農地は地域で守っていくことを基本とするため、若手担い手や規模拡大意向農家を募ります。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区主体で農業を継続します。豊富な知識と経験を有している農業協同組合と連携し地域農業をさらに発展させます。作業の効率化が期待できる防除作業は農業協同組合への委託を行います。農薬散布等の防除作業はJAへ委託を行います。水稲の乾燥調製作業は農業協同組合へ委託を行います。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】